

実 績 評 価 書

平成 1 4 年 9 月

政策体系	番 号	
基本目標	1 1	国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること
施策目標	2	研究を支援する体制を整備すること
		課題評価の適正かつ効果的な実施を確保すること
担当部局・課	主管課	大臣官房厚生科学課
	関係課	

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標 1	評価委員会を適切に開催すること				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
応募された研究課題を評価するための評価委員会を、厚生科学研究に係る評価の実施方法に関する指針（平成 1 0 年厚生省告示第 6 号）に基づき適切に開催する。					
(評価指標)	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3
評価委員会開催件数	-	40	44	44	46
(備 考)					
表中の数値は、評価委員会の設置件数。評価委員会は、厚生科学研究に係る評価の実施方法に関する指針に基づき、平成 1 0 年より設置。					

2. 評 価

(1) 実績目標の達成状況の評価

実績目標 1	評価委員会を適切に開催すること				
有効性	あらかじめ厚生科学審議会で専門家、有識者の意見を聴いて策定した厚生科学研究に係る評価の実施方法に関する指針に基づき、評価委員会を適切に開催している。				
効率性	評価委員会については、必要に応じ評価小委員会を設けるなどにより、効率的な運営に努めている。				

(2) 施策目標の達成状況と総合的な評価

現状分析	研究の課題評価については、厚生科学研究に係る評価の実施方法に関する指針に基				
------	---------------------------------------	--	--	--	--

づき、評価委員会を開催する等により適正かつ効果的に実施している。

施策手段の適正性の評価

研究評価については、国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針（平成 9 年 8 月内閣総理大臣決定）（平成 13 年 11 月に国の研究開発評価に関する大綱的指針へと改定）に基づき実施することとされており、これに基づき厚生科学審議会において厚生科学研究に係る評価の実施方法に関する指針を検討・策定し、評価を実施している。

同指針においては、より適正かつ効果的な評価の実施が図られるよう、大綱的指針より詳細に研究課題の評価方法を定めているほか、評価委員会の下に評価小委員会を設けるなどにより、効率的な評価の実施が図られている。

総合的な評価

今後は、平成 13 年 11 月に国の研究開発評価に関する大綱的指針が改定により策定されたことを踏まえ、厚生科学研究に係る評価の実施方法に関する指針を改定することなどにより、より適正かつ効果的な研究評価を実施していくことが必要である。

3. 政策への反映方針

平成 13 年 11 月に国の研究開発評価に関する大綱的指針が改定されたことを踏まえ、厚生科学研究に係る評価の実施方法に関する指針を改定する。

4. 特記事項

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

- ・厚生科学研究に係る評価の実施方法に関する指針の策定に当たっては、厚生科学審議会において審議を行った。
- ・指針に基づき設置される評価委員会は、当該研究分野の専門家から構成される。

各種政府決定との関係及び遵守状況

（「地方分権推進計画」「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画」「第 10 次定員削減計画」「行政改革大綱」等）

研究評価については、国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針（平成 9 年 8 月内閣総理大臣決定）（平成 13 年 11 月に国の研究開発評価に関する大綱的指針へと改定）に基づき実施することとされている。

総務省による行政評価・監視等の状況

なし

国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）
なし

会計検査院による指摘
なし